

第8章 医療救護計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第8章「1 計画の概要」に同じ。

2 医療救護計画フロー

震災対策編 第3編第8章「2 医療救護計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 医療関係機関に関する状況の把握と情報提供

震災対策編 第3編第8章「3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供」に同じ。

4 医療救護所の設置

震災対策編 第3編第8章「4 医療救護所の設置」に同じ。

5 被災地内の一般の医療機関

- (1) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。
- (2) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、鶴岡地区医師会及び酒田地区医師会を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供するなどの活動を行う。
- (3) 歯科診療所においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

6 災害拠点病院等

(1) 被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む災害拠点病院は、当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の医療機関及び医療救護所と有機的に連携し、次により傷病者に対する医療を提供する。

- ① 災害発生時において 24 時間緊急対応し、搬送された重篤傷病者等に救命医療を提供する。
- ② 傷病者の二次医療圏内での受け入れ拠点となる。
- ③ 重篤傷病者等の広域搬送に対応し、搬送の窓口となる。
- ④ 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行う。
- ⑤ 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣する。

(2) 被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受け入れ拠点として活動する。

- ① 搬送された重篤傷病者に対して 24 時間緊急対応し、救命医療を行う。
- ② 搬送された重篤傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続きを行う。

- ③ 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

7 DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、山形県災害医療統括コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

8 被災地外の一般の医療機関

- (1) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受け入れ、治療を行う。
- (2) 協定等に基づき、又は自らの判断で被災地に自己完結型の医療救護班を派遣する。

9 要配慮者への対応の調整

町は、県に対し、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けることができるよう調整を要請する。

10 医薬品・医療資器材等の確保

- (1) 町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援を要請する。
- (2) 町又は医療機関等から医薬品・医療資器材等の供給要請を受けた場合、県は、あらかじめ締結された協定に基づき薬業関係団体に供給を要請し確保する。
供給にあたっては、一時集積配分所を決定し、医薬品・医療資器材等の供給拠点とする。
ただし、輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部に要請して確保する。

11 傷病者等の搬送

- (1) 傷病者等の搬送については、山形県災害医療統括コーディネーターが一元的に調整を行う。
- (2) 医療機関は、原則として鶴岡市消防本部に搬送を依頼する。
- (3) 町は、鶴岡市消防本部の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。
- (4) 県は、医療救護班及びDMATの派遣、物資の輸送等に関し、必要な場合は、通行可能な道路等の情報を関係機関に提供する。
また、重篤傷病者等の搬送、被災地への医療救護班、DMAT並びに医療資器材の搬送等を行うため、ヘリコプターを利用する必要があるときは、必要な調整を行う。
- (5) 県は、傷病者等の広域搬送を行うため、広域医療搬送拠点（SCU）を整備する。

12 医療救護班の派遣

- (1) 被災地への医療救護班の派遣要請及び調整は、町の要請を受けて、原則として、県の災害医療統括コーディネーターが一元的に行う。
県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、派遣元となる医療機関、関係団体の機関に医師、歯科医師及び看護師等の派遣を要請する。この際、必要に応じて保健師及び精神

科医の派遣を要請する。

なお、医療救護班は、原則として町が設置する医療救護所で活動するものとする。

- (2) 医師会等関係団体及び関係機関は、協定等又は県の要請に基づき、若しくは自らの判断で医療救護活動等を実施する。

13 DMATの出動要請

県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、DMAT指定病院に対して、DMATの出動を要請する。

なお、DMATは、山形県災害医療統括コーディネーターの調整のもと、原則として被災地内において現場活動、病院支援、域内搬送を行うとともに、必要に応じて重篤傷病者の広域医療搬送を行う。

14 医療ボランティア等の受け入れ調整

町は、医療ボランティア等を必要とする場合、医療ボランティア等の受け入れ窓口を設置する県又は医療機関等と調整を行い、医療ボランティア等に対し活動を要請する。

15 国等への支援要請

県は、傷病者の広域搬送や被災地における医療スタッフ及び医療資器材等を確保するため、必要に応じて国や他都道府県に協力を要請する。